○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市三野町太刀野山字中窪四六九ニ番の三六から四六九ニの六八まで、山城町粟山字黒の多お六ニ七の一、六ニ七の三、六ニ七の四、六ニ七の六から六ニ七の一〇まで、六ニ七の一ニ、六ニ七の一三、六三〇の二、六三ニの一、六三三の二、六三三の四の一、六三三の四の三から六三三の四の九まで、六三三の四の七、六三三の四の一ニ、六三三の四の一三、六三五の二、六三五の六、山城町西宇宇西向ニ四九ニの二ニの一、一四九ニの二ニ、一四九ニの一三、一四九ニの一四、一四九ニの一八、東祖谷菅生四九四九、四九五の一、四九五の二、四九六の一、四九六の二、四九七の二、四九七の一〇、四九七の一一、五〇〇の一、五〇ニの一、五〇三の一、五〇三の二、五〇四の一から五〇四の三まで、五〇五の一、五〇五の二、五〇六の一から五〇六の三まで、五〇八、五〇九の一、五一〇の一、五一ニの一、六一八の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　指定施業要件の変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

2　主伐に係る伐採種は、定めない。

1　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

3　主伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第二条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第二条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十四年三月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

学校の名称	学部・学科名	備考
富山県立大沢野工業高等学校	電気情報科（電気系）（全日制）	平成二十四年三月卒業生に対しては従前のとおりとする。
徳島県立徳島中央高等学校	電気科（定時制課程夜間部）	平成二十四年三月卒業生に対しては従前のとおりとする。

○国土交通省告示第二百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

東京都大島町元町字黒ままニ五番一

○国土交通省告示第二百六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定による事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十五日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道176号改築工事（名塩道路１工区・兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻堂ノ奥地内から同市名塩新町地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　兵庫県西宮市名塩一丁目、塩瀬町名塩字辻堂ノ奥、字辻堂、字土林上及び字土林並びに名塩新町地内

2　使用の部分　兵庫県西宮市名塩一丁目、塩瀬町名塩字辻堂ノ奥、字土林上及び字土林地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、兵庫県西宮市塩瀬町名塩字ヤケリ地内から同市名塩新町地内までの延長1.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道176号改築工事（名塩道路１工区）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道176号（以下「本路線」という。）は、宮津市を起点とし、福知山市、丹波市、三田市、西宮市、豊中市等を経て大阪市に至る延長約178kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、阪神北部地域と阪神都市圏とを結び、物流等の通過交通を担うとともに、地域住民の生活道路としても利用されているが、自動車交通量が多いにもかかわらず２車線の道路であることから、慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は22,482台／日であり、混雑度は2.09となっている。

また、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年３月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するものとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、現道の交通混雑の緩和を図ることを主な目的とし、道路構造令による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和60年２月５日に都市計画決定され、平成５年１月５日に変更決定された都市計画と、のり面、自転車歩行車道等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。